

取りつけましたか？

設置は義務です

住宅用火災警報器

あなたの住宅にも、火災警報器の取り付けが義務付けられています。

「まさか！」の火事。

火災警報器で 助かる命があります。

火事は決して他人事ではなく、
どこの家庭にでも起こりうることです。
万が一の時でも、火災警報器があれば
いち早く火災を知らせてくれます。

住宅火災 100 件当たりの死者数
(平成 20 年～平成 22 年)

火災警報器
設置なし 7.6 人

火災警報器
設置あり 5.1 人 **33%減**

消防庁資料より



どこに取り付けたらいいの？

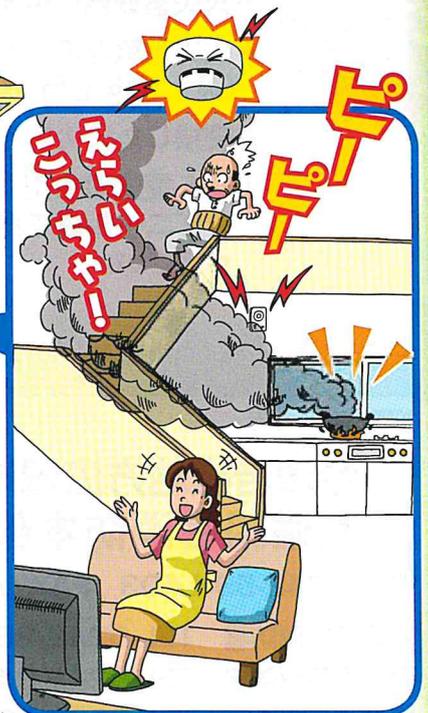
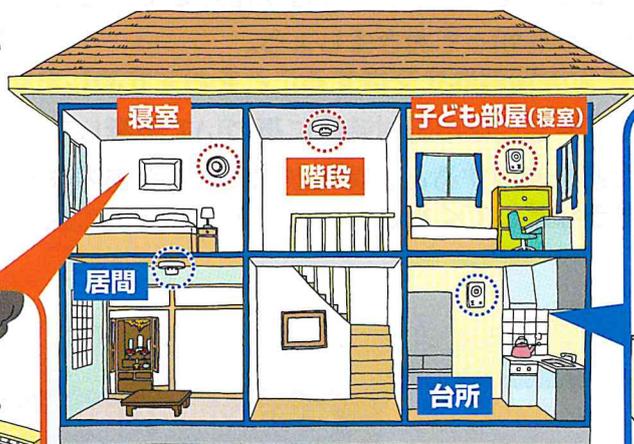
取り付けが義務付けられている所 (寝室・階段)

取り付けをおすすめする所 (台所・全ての居室)

※市町村条例により、取り付けが義務付けられている場合があります。

例えば
寝室で

寝ている最中に
蹴った布団が、
電気ストーブに
触れて煙が…。



例えば
台所で

てんぷらの鍋を
火にかけたまま、
つついテレビに夢中に…。

警報が鳴ったら？

万が一のために、警報が鳴った時の正しい対処方法を知っておきましょう。



火災の時

- ▶ 大きな声で知らせましょう。
- ▶ 避難しましょう。
- ▶ 119番通報しましょう。可能なら初期消火を。



火災ではない時

- ▶ 火災ではないのに火災警報器が鳴る場合があります。警報停止ボタンを押すか、ひき紐を引いて警報を止めてください。



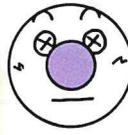
調理時の煙や湯気



ホコリや小さな虫



くん煙式殺虫剤など



電池切れの時

- ▶ 電池切れ警報が鳴ったら電池を新しいものに交換してください。(機器ごと交換する機種は、新しい火災警報器に交換してください。)



ご注意ください!

- ▶ 火災警報器に付属している取扱説明書を必ず確認してください。
- ▶ 火災警報器の交換時期を知っておきましょう。(最大10年を目安に火災警報器を交換することをおすすめします。)
- ▶ 交換した火災警報器や電池は市町村条例に基づいて廃棄してください。
- ▶ くん煙式殺虫剤などを使用すると、警報が鳴ることがあります。警報器をビニール袋で覆うなどしてください。終了後は必ず元の状態に戻してください。



お問い合わせ先

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部予防課

TEL 0242-59-1403 FAX 0242-59-1404

- 会津若松消防署 TEL 0242-25-1203
- 会津坂下消防署 TEL 0242-84-2119
- 猪苗代消防署 TEL 0242-62-4433
- 会津美里消防署 TEL 0242-54-3934



住宅用火災警報器に関するお問い合わせ・ご相談は

フリーダイヤル 0120-565-911

▶ 受付時間: 午前9時~午後5時 (12時~1時および土日祝日を除く)

一般社団法人 日本火災報知機工業会
 〒110-0016 東京都台東区台東 4-17-1 偕楽ビル(新台東)
 TEL. 03-3831-4318 FAX. 03-3831-4365
 URL <http://www.kaho.or.jp>

無断複製禁止

H23.9.500,000 INE